

公益財団法人 政策医療振興財団

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人政策医療振興財団(以下「財団」という。)定款第17条及び第33条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とし、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤理事とは、評議員会で選任された役員のうち、財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤理事以外の役員をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(日当、宿泊費等含む。)、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 財団は、常勤理事及び非常勤役員の特別の職務遂行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 常勤理事の報酬等の総額は、毎年度税込1,000万円の範囲内とし、各理事の報酬等の額は、理事会の決議により別に定める。
- 3 非常勤役員 of 報酬等の総額は、評議員会の決議により定め、非常勤役員 of 報酬等の額は、別に定めるところによる。
- 4 評議員の報酬等の額は、評議員会の決議により定め、各評議員の報酬等の額は、別に定めるところによる。
- 5 役員等には、賞与及び退職慰労金を支給しない。ただし、常勤理事の退職に当たっては、その任期に応じて退職慰労金を支給することができる。

(講師、執筆等謝金)

第4条 役員等が財団の主催する講演会、セミナー、研修会等の講師を務めたとき、あるいは財団が発行する書籍等の執筆等を行ったときは、別に定める謝金規程を準用して報酬等を支給する。

(報酬等の支給)

第5条 報酬等の支給日、支給方法は、理事会の決議により別に定める。

(退職慰労金)

第6条 退職慰労金は、常勤理事として円満に勤務し、かつ任期満了又は辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

2 常勤理事に対する退職慰労金は、理事長が理事会の決議を得て支払う。

(費用)

第7条 役員及び評議員がその職務の執行にあたって必要とした費用については、遅滞なく支払うものとする。

2 常勤理事には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法等は給与規程に準ずる。

(公表)

第8条 財団は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第9条 この規程の改正は、評議員会の決議を経て行なう。

(雑則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益手段法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。